

三木市記者発表資料 (令和3年9月29日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
緊急事態宣言解除に伴う市内公共施設の利用について ～感染防止対策を変更します～
内容
<p>兵庫県への緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることから、兵庫県は、9月28日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、社会教育施設等の利用について協議が行われました。これを受け、三木市では29日午後4時から第69回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の対策について協議を行い、下記のとおり決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期 間 令和3年10月1日(金)～10月21日(木) (今後の感染者の状況により変更する場合がある。)</p> <p>2 市の対策について</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等</p> <p>ア 屋外、屋内施設ともに開館とするが、利用時間は最長午後9時までとする。(各施設の対応状況は別表のとおり。)</p> <p>イ 施設の利用について、原則として大声での歓声・声援等が無い場合は収容率100%、大声での歓声・声援等が想定されるものについては、収容率50%以内とする。</p> <p>(2) 市職員の勤務体制</p> <p>テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。ただし、令和3年4月採用の新任職員は、対象外とする。(継続)</p> <p>(3) 部活動</p> <p>活動時間は、十分な感染防止対策を実施したうえで、平日4日(2時間程度)、土日のいずれか1日(3時間程度)とする。</p>
セールスポイント
<p>兵庫県への緊急事態宣言が解除されることに伴い、市としても県の対処方針に基づき感染拡大防止に努めます。</p>